資料　7

2026年7月14日
糖類製造業
申出代表者　嘉手納　弾

特定（産業別）最低賃金審議に対する労働側意見書

糖類製造業で働く労働者は、安全・安心な国産糖の安定供給を支えるため、生産性向上や品質管理、安定操業に日々全力で取り組んでいます。沖縄県の糖業は、県内経済のみならず、食料安全保障や離島振興、地域雇用の維持に大きく貢献している基幹産業であり、その社会的役割は極めて重要です。

また、糖業はサトウキビ生産農家、製糖工場、関連産業が一体となって成り立つ地域密着型産業であり、多くの離島地域では地域経済を支える中核産業となっています。製糖工場の安定操業は、農家の経営を支えるだけでなく、地域コミュニティの維持・発展にも欠かすことのできない存在です。

一方で、近年は急激な物価上昇やエネルギー価格の高騰により、労働者の生活は一層厳しさを増しています。実質賃金が伸び悩む中、生活を維持できる賃金水準の確保は喫緊の課題となっています。また、少子高齢化や人口減少の影響により、糖類製造業においても人材不足が深刻化しており、若年層をはじめとする人材確保・定着が産業存続の大きな課題となっています。

こうした状況において、特定（産業別）最低賃金は、糖類製造業で働く労働者の適正な処遇を確保するとともに、産業の魅力向上、人材確保・定着、公正な労働条件の確立に大きく寄与する重要な制度です。地域別最低賃金を上回る水準を維持・引き上げることは、糖業の公益性や専門性を社会的に示すものであり、沖縄県の基幹産業を将来にわたり維持・発展させるためにも必要不可欠です。

国においても、糖業を支える各種政策が講じられており、糖業は国の食料安全保障政策を支える重要産業として位置付けられています。その産業を支える労働者の処遇改善は、制度の趣旨にも合致するものであり、社会的にも大きな意義があります。

以上のことから、糖類製造業が特定（産業別）最低賃金の対象業種として果たす役割を十分ご理解いただき、労働者の生活向上と産業の持続的発展、さらには沖縄県経済及び離島地域の振興のため、本年度の特定（産業別）最低賃金について積極的な引上げをご審議いただきますよう強くお願い申し上げます。

以上

沖縄労働局
受
8.7.14
付
賃金

２０２６年7月１３日

新聞業

申出代表　琉球新報労働組合委員長　吉田健一

新聞業特定最低賃金の審議に対する労働側の考え方について

長引く物価高騰はなお収束の気配を見せず、生活必需品や資材価格の上昇が県民生活および企業経営を圧迫し続けています。新聞産業においても用紙代やインキ代等のコスト増が経営を直撃していますが、激しい人材獲得競争が進むなか、現場の採用難や離職を防ぐ賃金改善は事業継続において避けては通れない最優先課題です。

沖縄県の地域別最低賃金は、2024年度の952円（+56円）、2025年度の引き上げを経て1,023円へと達しました。一方、新聞業の特定（産業別）最低賃金は長年改正が見送られ、現在は地域別最低賃金がそのまま適用される形骸化した状況が続いています。

本来、特定最低賃金は基幹的労働者の専門性に見合った賃金のセーフティーネットです。これが地域別最賃に追い抜かれたままの現状は、情報インフラを支える現場に大きな歪みをもたらしています。

現在、県内各新聞社では取材・編集・発送等の現場業務を多くの非正規雇用労働者が深く支えています。彼ら・彼女らがいなければ日々の新聞発行やデジタル配信は成り立ちません。しかし圧倒的な売り手市場において、基幹労働者の待遇改善が放置されれば他産業への人材流出に歯止めがかからず、現場の逼迫に拍車がかかります。

ネット上のデマやフェイクニュースが氾濫する現代において、独自の取材網と取材力で「ファクト（事実）」を正しく伝える新聞の役割は極めて重要です。特に離島県である沖縄において、本島や宮古・八重山を含む地域密着報道は、健全な民主主義社会を構築するための不可欠な社会インフラです。

その持続的な発展やDX推進を支えるのは現場の「人」です。現場労働者が安心して働ける待遇（＝最低賃金の引き上げ）を確保することは、優秀な人材の確保と健全なジャーナリズムの維持に直結し、経営側の事業発展にも大きく寄与します。

以上の点から、労働側として新聞業特定最低賃金が本来の意義を取り戻し、実態に即した水準へと適正に改正されることを強く求めます。新聞産業の未来を守るため、労使双方による建設的な議論が行われることを切に望みます。

以上

沖縄労働局
8.7.15
賃金室

令和８年７月14日
自動車小売業（[redacted]
申出代表者 玉[redacted]

自動車小売業(新車)最低賃金改正の必要性について

自動車産業は、資材調達・製造をはじめ販売・整備・運送や利用者向け各種サービスなど様々な関連業種により構成させる産業であり、日本の全就業人口のおよそ１割にあたる約５５０万人の雇用を抱え、日本経済・地域経済をも支えている重要な日本の基幹産業です。その自動車小売業(新車)を支えているのはそこで働く「人」であります。停帯している産業・企業の競争力を向上させるためには、「労働の価値」に相応しい労働条件を実現していくことで、産業全体の底上げを図り、「人」の意欲と活力を高めて「お客様と地域から選ばれる」必要があります。自動車は、県民の日常生活に必要不可であるとともに、経済を支える重要な基幹産業です。基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定(産業別)最低賃金は、産業の魅力を高め、競争力の源泉となる人材確保、地域産業・企業の活性化に繋がります。そこに働くことの価値を高めるべく、当該産業に相応しい水準に引き上げることが必要不可と考えます。

また、2020 年 12 月、政府は「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、その中で自動車小売業(新車)について、2035 年までに「乗用車新車販売における電動車（電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・ハイブリッド車）100%を実現する目標が掲げられ、この方針により、電動車の普及促進が求められています。
産業の活性化と成長が急務とされ、自動車販売事業のみならず、水素関連事業、次世代燃料、電動車用充電設備等の関連産業を含むサプライチェーン全体の構築・強化が不可欠です。
沖縄の労働者が産業の変化を実感できる環境が必要な時期にきています。将来を担う子供達の為にも、地域産業の活性化を図り、持続的に選ばれる産業として成長していくことが必要であります。

私達が自動車を通じて観光や県経済、県民の足として社会へ貢献していくためにも自動車産業は牽引役でなければなりません。近年、急激な物価上昇により、食料品や光熱費をはじめ生活に必要なあらゆる費用が増加し、労働者の生活は大きな影響を受けています。
慢性的な人手不足に加え、自動車整備士の高齢化や若手整備士の確保・定着・離職問題、本土企業の参入や本土企業の好条件など、より高い賃金や待遇を求めて県外へ就職・転職する傾向が強まり、当産業だけではなく、ほかの産業に人材流出が深刻な課題となっています。
さらに店舗の縮小などの影響が出てきております。企業としての努力だけでは追いつけな

沖縄労働局
受
8.7.15
付
賃金室

いスピードで変化しており、人材不足倒産とならない為に、また、若い人材の就職選択肢となる為にも、賃金の引き上げや、年間休日増、休日の質、新たな知識や技術習得のための教育制度、教育投資、設備投資や福利厚生、学校訪問、インターンシップの様々な取り組み活動も行っており、企業努力を重ねております。

地域経済を支える基幹産業として安定したサービスを維持するためには、安心して働き続けられる魅力ある労働条件の整備が不可欠です。しかしながら、沖縄県の特定（産業別）最低賃金は長年改正されず、地域別最低賃金との差が縮小・逆転する状況が続いています。自動車産業そのものの魅力向上の為に地域別最低賃金を上回る特定（産業別）最低賃金の改正が必要だと考えます。特定（産業別）最低賃金の対象業種であることの産業の魅力を発揮し優位性を担保する為にも、当該産業労使にて改正の必要性を理解し、その優位性について十分に協議し産業全体を強くする一助となると確信しております。厳しい労働環境といわれている自動車産業で、魅力要素として特定（産業別）最低賃金が設定されている業種であり、今こそ労使のイニシアティブを発揮できるよう、専門部会など自動車産業に相応しい「現場力」を支える水準的優位性を協議できる場が必要であります。

公正競争の確保を主たる目的とし、地域の労使間で問題や意見を共有、反映できる場が必要なのです。下記に示すように沖縄においては、7 年間審議入りできず地域別最低賃金が適用されている状況であり、全国でも低い金額であります。産業として魅力を高めるため、さまざまな問題について議論するためにも、（特定）専門部会の設置をお願い致します。

年度	特賃（改正後）	前年比	地賃（参考）
2012	681 円	'+10 円	—
2013	698 円	'+17 円	—
2014	705 円	'+7 円	—
2015	717 円	'+12 円	—
2016	732 円	'+15 円	—
2017	750 円	'+18 円	—
2018	770 円	'+20 円	—
2019	770 円	改正なし	地賃 790 円
2020	770 円	改正なし	地賃 792 円
2021	770 円	改正なし	地賃 820 円
2022	770 円	改正なし	地賃 853 円
2023	770 円	改正なし	地賃 896 円
2024	770 円	改正なし	地賃 952 円

沖縄労働局
受
8.7.15
付
賃金等

沖縄県地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の推移

		平成28年			平成29年			平成30年			令和元年			令和２年			令和３年			令和４年			令和５年			令和６年			令和７年		
		最低賃金額	対前年比	対地域最賃比	最低賃金額	対前年比	対地域最賃比	最低賃金額	対前年比	対地域最賃比	最低賃金額	対前年比	対地域最賃比	最低賃金額	対前年比	対地域最賃比	最低賃金額	対前年比	対地域最賃比	最低賃金額	対前年比	対地域最賃比	最低賃金額	対前年比	対地域最賃比	最低賃金額	対前年比	対地域最賃比	最低賃金額	対前年比	対地域最賃比
地域別最賃		714	103.0%	－	737	103.2%	－	762	103.4%	－	790	103.7%	－	792	100.3%	－	820	103.5%	－	853	104.0%	－	896	105.0%	－	952	106.3%	－	1,023	107.5%	－
特定（産業別）最賃	糖　類	726	102.4%	101.7%	747	102.9%	101.4%	769	102.9%	100.9%	－	－	97.3%	－	－	97.1%	－	－	93.8%	－	－	90.2%	－	－	85.8%	－	－	80.8%	－	－	75.2%
	新　聞	795	101.5%	111.3%	808	101.6%	109.6%	823	101.9%	108.0%	835	101.5%	105.7%	－	－	105.4%	853	102.2%	104.0%	879	103.0%	103.0%	－	－	98.1%	－	－	92.3%	－	－	85.9%
	各種商品小売	723	103.0%	101.3%	745	103.0%	101.1%	770	103.4%	101.0%	－	－	97.5%	－	－	97.2%	－	－	93.9%	－	－	90.3%	－	－	85.9%	－	－	80.9%	－	－	75.3%
	自動車（新車）小売	732	102.1%	102.5%	750	102.5%	101.8%	770	102.7%	101.0%	－	－	97.5%	－	－	97.2%	－	－	93.9%	－	－	90.3%	－	－	85.9%	－	－	80.9%	－	－	75.3%
	畜産食料品	－	－	95.7%	－	－	92.7%	－	－	89.6%	－	－	86.5%	－	－	86.2%	－	－	83.3%	－	－	80.1%	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	清涼飲料・酒類	－	－	96.1%	－	－	93.1%	－	－	90.0%	－	－	86.8%	－	－	86.6%	－	－	83.7%	－	－	80.4%	－	－	－	－	－	－	－	－	－

※　「沖縄県糖類製造業」、「沖縄県各種商品小売業」、「沖縄県自動車（新車）小売業」については、令和元年以降改正なし。

※　「沖縄県新聞業」については、令和５年度改正なし。

※　「沖縄県畜産食料品製造業」、「沖縄県清涼飲料・酒類製造業」については、令和５年度廃止。

特定最賃が地域最賃を下回った場合、地域最低賃金額適用。

資料　8

令和8年度特定（産業別）最低賃金未満率・影響率

令和8年度最低賃金に関する基礎調査結果より

設定業種	令和8年度現行時間額		備考 （R7年度影響率1,023円）
	令和7年度決定額	未満率(令和8年度)	
新聞業	－	0.4%	0.3%
糖類製造業	－	1.3%	8.6%
各種商品小売業	－	－	7.9%
自動車（新車）小売業	－	0.7%	7.0%

※1　新聞業　879円(R4/11/17改定)　令和7年は改定がなく沖縄県最低賃金1,023円が適用
※2　糖類製造業　769円(H30/11/25改定)　令和7年は改定がなく沖縄県最低賃金1,023円が適用
※3　各種商品小売業　770円(H30/11/23改定)　令和7年は改定がなく沖縄県最低賃金1,023円が適用
※4　自動車(新車)小売業　770円(H30/11/18改定)　令和7年は改定がなく沖縄県最低賃金1,023円が適用

令和８年度　沖縄地方最低賃金審議会審議計画

No. 1

番号	月　日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回　数	（公　益　調　整）	主　要　議　題	回　数	主　要　議　題	回　数	主　要　議　題	
1	7．1 （大会議室）	水	1回 15:00	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担	○会長、会長代理選出　○地域最賃改定諮問 ○地域専門部会の設置　○令第6条第5項適用 ○運営小委員会の設置　○年間審議日程計画					
	7．1(水) ～7．16(木)		地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1～7/16)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/1～7/16)		庁舎掲示板/HPに掲示
2	7．22 （大会議室）	水						1回 15:00	○(地域別)部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7．24 ～7．28 （事業場）	金 ～ 火						2回	○(地域別)　事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮した３業種から１事業場ずつ選定の上視察予定	各側委員1名
4	7．31 （大会議室）	金	2回 13:00		○中賃目安伝達 ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について諮問 ○最賃基礎調査結果報告	1回 14:00	○委員長、委員長代理選出 ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無に係る検討	3回 15:00	○実地視察結果 ○参考人意見聴取	
5	8．3 （大会議室）	月						4回 14:00	○(地域別)　額提示、調整	
6	8．5 （大会議室）	水						5回 14:00	○(地域別)　額調整	
7	8．7 （大会議室）	金	3回 16:00	○特定(産別)最賃専門部会役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(8/7専門部会で結審の場合)（全会一致でなかった場合；採決） ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について運小の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問（必要ありの場合）	2回 13:00	○関係人意見聴取（概要書） ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてとりまとめ	6回 14:00	○(地域別)額調整(結審)	
	8．7(水) ～8．24(月)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（8/7採決の場合）					地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令第6条第5項適用の場合）		
			特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7～8/24)					(特定)専門部会委員の推薦に係る公示(8/7～8/24)		
8	8．12 （大会議室）	水	4回 16:00		○地賃専門部会報告(8/12専門部会で結審の場合) （全会一致でなかった場合；採決）			7回 14:00	○(地域別)額調整予備(結審)	
	8．12(水) ～8．27(木)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示（8/12採決の場合）							

資料　10

番号	月　日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会		
			回 数	（公 益 調 整）	主　要　議　題	回 数	主　要　議　題	回 数	主　要　議　題	
9	8．25 （中会議室）	火	4 回 （または 5回） 9：30		異議審（8/7答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					
	8.26 （大会議室）	水			異議審（8/10答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					
	8.28 （大会議室）	金			異議審（8/12答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					
	9.1 （大会議室）	火			異議審（8/14答申の場合） 異議申出内容にかかる審議					
10	9．3 （大会議室）	木						1 回 14：00	（産業別合同部会） ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告　○審議会部会日程調整 （産業別資料説明） ◇新聞業　◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業	
11	9．8 （大会議室）	火						2 回 14：00 15：30	（産業別）　○額の提示 ◇新聞業(14：00～) ◇自動車(新車)小売業（15：30～）	
12	9．9 （大会議室）	水						2 回 14：00 15：30	（産業別）　○額の提示 ◇各種商品小売業(14：00～) ◇糖類製造業（15：30～）	
13	9．11 （大会議室）	金						3 回 14：00	（産業別）　○額の調整　（結審） ◇新聞業	
	9．11(金) ～28(月)							特定最賃（新聞）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示　（令第6条第5項適用）		
14	9．14 （大会議室）	月						3 回 14：00	（産業別）　○額の調整　（結審） ◇自動車(新車)小売業	
	9．14(月) ～9．29(火)							特定最賃（自動車）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示　（令第6条第5項適用）		
15	9．15 （大会議室）	火						3 回 14：00	（産業別）　○額の調整　（結審） ◇各種商品小売業	
	9．15(火) ～9．30(水)							特定最賃（各種商品）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示　（令第6条第5項適用）		
16	9．16 （大会議室）	水						3 回 14：00	（産業別）　○額の調整　（結審） ◇糖類製造業	
	9．16(水) ～10．1(木)							特定最賃（糖類）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示　（令第6条第5項適用）		
17	9．17．18 （大会議室）	木 金						4 回 14：00～ 15：30～	（産業別）○額の調整（結審：予備日） 各業種	
18	9．24 （大会議室）	木	5 回 15：00		○（産業別）額調整 ※専門部会で結審に至らなかった場合（採決）					
	9．24(木) ～10．9(金)							特定最賃（各業種）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示		

No. 3

番号	月　日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会		
			回 数	（公 益 調 整）	主　要　議　題	回 数	主　要　議　題	回 数	主　要　議　題	
	９．３．８ （大会議室）	月	６回 16:00		○令和８年度の審議会総括について ○令和９年度特賃（産別）最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他					

令和8年度沖縄地方最低賃金審議会審議日程

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
審議会開催日程																														
公示期間												第1回本審開催公示（26　日まで）																		
その他																														

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
審議会開催日程	第1回 本審		（予備日）																			第1回 専門部会	（予備日）	第2回専門部会（事業場視察）実施予定期間 上記日程において3事業場程度視察							・第2回 本審 ・第1回 運営小委員会 ・第3回 専門部会
開催時間	15:00																					15:00									13:00～ 14:00～ 15:00～
公示期間	地賃改正答諮問意見聴取公示（16日まで） 専門部会委員推薦公示（16日まで）												第2回本審開催公示（28日まで）								第3回本審開催公示（4日まで）										中賃目安 伝達
その他																															

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
審議会開催日程			・第4回 専門部会	（予備日）	・第5回 専門部会	（予備日）	・第2回 運営小委員会 ・第6回 専門部会 ・第3回 本審			~~（予備日）~~		（予備日） ・第7回 専門部会 ・第4回 本審		（予備日） ・第8回 専門部会 ・第4回 本審			（予備日）		（予備日）						第5回 本審 （異議審） （予備） （8月7日 答申の 場合）	第5回 本審 （異議審） （予備） （8月10日 答申の 場合）		第5回 本審 （異議審） （予備） （8月12日 答申の 場合）			
開催時間			14:00～		14:00～		13:00～ 14:00～ 16:00～					14:00～ 16:00～													9:30～	9:30～		9:30～			
公示期間	第3回本審開催公示（4日まで）						地賃改正答申（採決の場合）意見聴取（異議申出）（24日まで） 特賃改正諮問意見聴取公示　及び　専門部会委員推薦公示（24日まで）					地賃改正答申（採決の場合）意見聴取（異議申出）（27日まで）		地賃改正答申（採決の場合）意見聴取（異議申出）（31日まで）																		
その他																									旧　盆						

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
審議会開催日程	第5回 本審 （異議審） （予備） （8月14日 答申の 場合）	第5回 本審 （異議審） （予備） （8月17日 答申の 場合）	・特定最賃 第1回 産業別 専門部会 合同部会	第5回 本審 （異議審） （予備） （8月19日 答申の 場合）				特定 ①②③④ 第2回		（予備日）		・特定 ①②③④ 第3回 専門部会※12、13日除く					（予備日） ・特定 ①②③④ 第4回専門							第6回 本審 （採決の 場合）	第6回 本審 （予備日）				第6回 本審 （9月11日 答申の 場合）	第6回 本審 （9月14日 答申の 場合）
開催時間	9:30～	9:30～	14:00～	9:30～				14:00～ 15:30～	14:00～ 15:30～	14:00～ 15:30～	14:00～			14:00～	14:00～	14:00～	14:00～ 15:30～	14:00～ 15:30～						15:00～	15:00～				9:30～	9:30～
公示期間											特賃改正答申意見聴取公示 ・9/11 → 9/28　・9/14 → 9/29 ・9/15 → 9/30　・9/16 → 10/1						特賃改正答申意見聴取公示 ・9/17 → 10/2　・9/18 → 10/5							特賃改正答申意見聴取公示 ・9/24 → 10/9　・9/25 → 10/13						
その他																														

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
審議会 会議種別	第6回 本審 （9月15日 答申の 場合）	第6回 本審 （9月16日 答申の 場合）			第6回 本審 （9月17日 答申の 場合）	第6回 本審 （9月18日 答申の 場合）							第6回 本審 （9月24日 答申の 場合）	第6回 本審 （9月25日 答申の 場合）																		
開催時間	9:30～	9:30～			9:30～	9:30～							9:30～	9:30～																	
公示期間																															
その他																															

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
審議会 会議種別								第6回 本審				（予備日）																			
開催時間								16:00～				16:00～																			
公示期間																															
その他																															

資料　11

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

答申（要旨公示）	15日 →	異議申出締切	10営業日 →	官報公示	30日 →	発効
9月1日（火）		9月16日（水）		10月5日（月）		11月4日（水）
9月2日（水）		9月17日（木）		10月6日（火）		11月5日（木）
9月3日（木）		9月18日（金）		10月7日（水）		11月6日（金）
9月4日（金）		9月24日（木）		10月8日（木）		11月7日（土）
9月5日（土）		9月24日（木）		10月8日（木）		11月7日（土）
9月6日（日）		9月24日（木）		10月8日（木）		11月7日（土）
9月7日（月）		9月24日（木）		10月8日（木）		11月7日（土）
9月8日（火）		9月24日（木）		10月8日（木）		11月7日（土）
9月9日（水）		9月24日（木）		10月8日（木）		11月7日（土）
9月10日（木）		9月25日（金）		10月9日（金）		11月8日（日）
9月11日（金）		9月28日（月）		10月13日（火）		11月12日（木）
9月12日（土）		9月28日（月）		10月13日（火）		11月12日（木）
9月13日（日）		9月28日（月）		10月13日（火）		11月12日（木）
9月14日（月）		9月29日（火）		10月14日（水）		11月13日（金）
9月15日（火）		9月30日（水）		10月15日（木）		11月14日（土）
9月16日（水）		10月1日（木）		10月16日（金）		11月15日（日）
9月17日（木）		10月2日（金）		10月19日（月）		11月18日（水）
9月18日（金）		10月5日（月）		10月20日（火）		11月19日（木）
9月19日（土）		10月5日（月）		10月20日（火）		11月19日（木）
9月20日（日）		10月5日（月）		10月20日（火）		11月19日（木）
9月21日（月）		10月6日（火）		10月21日（水）		11月20日（金）
9月22日（火）		10月7日（水）		10月22日（木）		11月21日（土）
9月23日（水）		10月8日（木）		10月23日（金）		11月22日（日）
9月24日（木）		10月9日（金）		10月26日（月）		11月25日（水）
9月25日（金）		10月13日（火）		10月27日（火）		11月26日（木）
9月26日（土）		10月13日（火）		10月27日（火）		11月26日（木）
9月27日（日）		10月13日（火）		10月27日（火）		11月26日（木）
9月28日（月）		10月13日（火）		10月27日（火）		11月26日（木）
9月29日（火）		10月14日（水）		10月28日（水）		11月27日（金）
9月30日（水）		10月15日（木）		10月29日（木）		11月28日（土）
10月1日（木）		10月16日（金）		10月30日（金）		11月29日（日）
10月2日（金）		10月19日（月）		11月2日（月）		12月2日（水）
10月3日（土）		10月19日（月）		11月2日（月）		12月2日（水）
10月4日（日）		10月19日（月）		11月2日（月）		12月2日（水）
10月5日（月）		10月20日（火）		11月4日（水）		12月4日（金）
10月6日（火）		10月21日（水）		11月5日（木）		12月5日（土）
10月7日（水）		10月22日（木）		11月6日（金）		12月6日（日）
10月8日（木）		10月23日（金）		11月9日（月）		12月9日（水）
10月9日（金）		10月26日（月）		11月10日（火）		12月10日（木）

答申 （要旨公示）	15日 →	異議申出 締切	10営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
10月10日（土）		10月26日（月）		11月10日（火）		12月10日（木）
10月11日（日）		10月26日（月）		11月10日（火）		12月10日（木）
10月12日（月）		10月27日（火）		11月11日（水）		12月11日（金）
10月13日（火）		10月28日（水）		11月12日（木）		12月12日（土）
10月14日（水）		10月29日（木）		11月13日（金）		12月13日（日）
10月15日（木）		10月30日（金）		11月16日（月）		12月16日（水）
10月16日（金）		11月2日（月）		11月17日（火）		12月17日（木）
10月17日（土）		11月2日（月）		11月17日（火）		12月17日（木）
10月18日（日）		11月2日（月）		11月17日（火）		12月17日（木）
10月19日（月）		11月4日（水）		11月18日（水）		12月18日（金）
10月20日（火）		11月4日（水）		11月18日（水）		12月18日（金）
10月21日（水）		11月5日（木）		11月19日（木）		12月19日（土）
10月22日（木）		11月6日（金）		11月20日（金）		12月20日（日）
10月23日（金）		11月9日（月）		11月24日（火）		12月24日（木）
10月24日（土）		11月9日（月）		11月24日（火）		12月24日（木）
10月25日（日）		11月9日（月）		11月24日（火）		12月24日（木）
10月26日（月）		11月10日（火）		11月25日（水）		12月25日（金）
10月27日（火）		11月11日（水）		11月26日（木）		12月26日（土）
10月28日（水）		11月12日（木）		11月27日（金）		12月27日（日）
10月29日（木）		11月13日（金）		11月30日（月）		12月30日（水）
10月30日（金）		11月16日（月）		12月1日（火）		12月31日（木）
10月31日（土）		11月16日（月）		12月1日（火）		12月31日（木）
11月1日（日）		11月16日（月）		12月1日（火）		12月31日（木）
11月2日（月）		11月17日（火）		12月2日（水）		1月1日（金）
11月3日（火）		11月18日（水）		12月3日（木）		1月2日（土）
11月4日（水）		11月19日（木）		12月4日（金）		1月3日（日）
11月5日（木）		11月20日（金）		12月7日（月）		1月6日（水）
11月6日（金）		11月24日（火）		12月8日（火）		1月7日（木）
11月7日（土）		11月24日（火）		12月8日（火）		1月7日（木）
11月8日（日）		11月24日（火）		12月8日（火）		1月7日（木）
11月9日（月）		11月24日（火）		12月8日（火）		1月7日（木）
11月10日（火）		11月25日（水）		12月9日（水）		1月8日（金）
11月11日（水）		11月26日（木）		12月10日（木）		1月9日（土）
11月12日（木）		11月27日（金）		12月11日（金）		1月10日（日）
11月13日（金）		11月30日（月）		12月14日（月）		1月13日（水）
11月14日（土）		11月30日（月）		12月14日（月）		1月13日（水）
11月15日（日）		11月30日（月）		12月14日（月）		1月13日（水）
11月16日（月）		12月1日（火）		12月15日（火）		1月14日（木）
11月17日（火）		12月2日（水）		12月16日（水）		1月15日（金）
11月18日（水）		12月3日（木）		12月17日（木）		1月16日（土）
11月19日（木）		12月4日（金）		12月18日（金）		1月17日（日）
11月20日（金）		12月7日（月）		12月21日（月）		1月20日（水）
11月21日（土）		12月7日（月）		12月21日（月）		1月20日（水）

答申 （要旨公示）	15日 →	異議申出 締切	10営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
11月22日（日）		12月7日（月）		12月21日（月）		1月20日（水）
11月23日（月）		12月8日（火）		12月22日（火）		1月21日（木）
11月24日（火）		12月9日（水）		12月23日（水）		1月22日（金）
11月25日（水）		12月10日（木）		12月24日（木）		1月23日（土）
11月26日（木）		12月11日（金）		12月25日（金）		1月24日（日）
11月27日（金）		12月14日（月）		12月28日（月）		1月27日（水）
11月28日（土）		12月14日（月）		12月28日（月）		1月27日（水）
11月29日（日）		12月14日（月）		12月28日（月）		1月27日（水）
11月30日（月）		12月15日（火）		1月4日（月）		2月3日（水）
12月1日（火）		12月16日（水）		1月5日（火）		2月4日（木）
12月2日（水）		12月17日（木）		1月6日（水）		2月5日（金）
12月3日（木）		12月18日（金）		1月7日（木）		2月6日（土）
12月4日（金）		12月21日（月）		1月8日（金）		2月7日（日）
12月5日（土）		12月21日（月）		1月8日（金）		2月7日（日）
12月6日（日）		12月21日（月）		1月8日（金）		2月7日（日）
12月7日（月）		12月22日（火）		1月12日（火）		2月11日（木）
12月8日（火）		12月23日（水）		1月13日（水）		2月12日（金）
12月9日（水）		12月24日（木）		1月14日（木）		2月13日（土）
12月10日（木）		12月25日（金）		1月15日（金）		2月14日（日）
12月11日（金）		12月28日（月）		1月18日（月）		2月17日（水）
12月12日（土）		12月28日（月）		1月18日（月）		2月17日（水）
12月13日（日）		12月28日（月）		1月18日（月）		2月17日（水）
12月14日（月）		1月4日（月）		1月19日（火）		2月18日（木）
12月15日（火）		1月4日（月）		1月19日（火）		2月18日（木）
12月16日（水）		1月4日（月）		1月19日（火）		2月18日（木）
12月17日（木）		1月4日（月）		1月19日（火）		2月18日（木）
12月18日（金）		1月4日（月）		1月19日（火）		2月18日（木）
12月19日（土）		1月4日（月）		1月19日（火）		2月18日（木）
12月20日（日）		1月4日（月）		1月19日（火）		2月18日（木）
12月21日（月）		1月5日（火）		1月20日（水）		2月19日（金）
12月22日（火）		1月6日（水）		1月21日（木）		2月20日（土）
12月23日（水）		1月7日（木）		1月22日（金）		2月21日（日）
12月24日（木）		1月8日（金）		1月25日（月）		2月24日（水）
12月25日（金）		1月12日（火）		1月26日（火）		2月25日（木）
12月26日（土）		1月12日（火）		1月26日（火）		2月25日（木）
12月27日（日）		1月12日（火）		1月26日（火）		2月25日（木）
12月28日（月）		1月12日（火）		1月26日（火）		2月25日（木）
12月29日（火）		1月13日（水）		1月27日（水）		2月26日（金）
12月30日（水）		1月14日（木）		1月28日（木）		2月27日（土）
12月31日（木）		1月15日（金）		1月29日（金）		2月28日（日）